

## 学校において予防すべき感染症

2015.4 改

### ■ 感染症の種類と出席停止期間の基準

感染症の種類		出席停止期間の基準（以下の基準に基づき、主治医が判断する）
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ熱	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)	
	中東呼吸器症候群(MERS コロナウイルス)	
	特定鳥インフルエンザ	
	新型インフルエンザ等感染症	
第2種  ※ただし、医師 が感染のおそ れがないと認 めたときは、 この限りでは ない	指定感染症	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで  特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで  解熱した後3日を経過するまで  耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで  発しがんが消失するまで  すべての発しがんが痂皮化するまで  主要症状が消退した後2日を経過するまで  病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	新感染症	
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	
	百日咳	
	麻しん(はしか)	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ・ムンブス)	
	風しん(三日はしか)	
	水痘(水ぼうそう)	
	咽頭結膜熱(プール熱)	
	結核	
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	バラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
※ 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎)		